

氏 名 \_\_\_\_\_ ( ) 才

症 状

.....  
.....

保育所在所の期間に投薬する薬とその理由

.....  
.....

その他注意事項

令和 年 月 日

医療機関 \_\_\_\_\_

医 師 \_\_\_\_\_

### 与薬への対応

「保育園とくすり」について

- (1) 主治医から乳幼児に投薬されたくすりは、元来その保護者が与えるべきものである。
- (2) 保育園においてやむえず保護者が与えることができないときは、保育園は保護者から所定の「連絡票」を求めた上で協力する。
- (3) 慢性疾患の日常における投薬・処置については、その乳幼児の主治医又は嘱託医の指示に従うとともに、保護者や主治医との連携を密にするように努める。
- (4) くすりは園児を診察した医師が処方し調剤したものであること。
- (5) 保護者の個人的な判断で持参した薬は、保育園としては対応できない。

日本保育園保健協議会より